

福島市公告第262号

福島市産業廃棄物処理指導要綱（以下、「要綱」という。）第12条第1項に基づき、令和7年7月15日付で産業廃棄物処理施設の設置及び変更に係る事前協議書の提出がありましたので、要綱第12条第5項の規定に基づき、その概要について公告します。

令和 7 年 8 月 2 9 日

福島市長 木 幡 浩

設置等予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1 クリーンセンター花泉有限会社 代表取締役 佐藤 由佳
産業廃棄物処理施設の設置等予定地区	福島市内一円（移動式造粒固化施設） （駐機場所：岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73、2番1）
産業廃棄物処理施設等の種類	(1) 移動式汚泥の造粒固化施設 (2) 移動式汚泥の造粒固化施設 (3) 移動式汚泥の造粒固化施設 (4) 移動式汚泥の造粒固化施設
処理する産業廃棄物の種類	(1) 汚泥（建設無機汚泥） (2) 汚泥（建設無機汚泥） (3) 汚泥（建設無機汚泥） (4) 汚泥（建設無機汚泥）
産業廃棄物処理施設の処理能力	(1) 1,200 m ³ /日（150 m ³ /時×8時間） (2) 320 m ³ /日（40 m ³ /時×8時間） (3) 120 m ³ /日（15 m ³ /時×8時間） (4) 480 m ³ /日（60 m ³ /時×8時間）